○外務省告示第百六十五号

平成二十三年二月二十四日にベオグラードで、一部査証の相互免除に関する次の口上書の交換がセルビア共和国政府との間に行われ、同口上書にいう措置は、平成二十三年五月一日から実施される。

平成二十三年四月十五日

外務大臣　松本　剛明

（在セルビア共和国日本国大使館からセルビア共和国外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.A／22／ＦＰ

口上書

在セルビア共和国日本国大使館は、セルビア共和国外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、日本国とセルビア共和国との間の旅行並びに文化及び通商に関する関係を促進するため、日本国に入国することを希望するセルビア共和国の国民に対する査証の免除に関し、二千十一年五月一日から相互主義に基づき次の措置をとることを同省に通報する光栄を有する。

1　有効なセルビア共和国旅券を所持するセルビア共和国の国民であって、継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく、日本国に入国することができる。

2　1に基づく査証の要件の免除は、セルビア共和国の国民であって、就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するものについては、適用しない。

3　日本国に入国することを希望するセルビア共和国の国民は、日本国の法令に服さなければならない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにセルビア共和国政府に通告される。

5　日本国政府は、日本国の利益を害するおそれがあると認めるセルビア共和国の国民に対し、日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、前記の諸措置を終了する場合には、セルビア共和国政府に対し書面による一箇月の予告を事前に与える。

在セルビア共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてセルビア共和国外務省に向かって敬意を表する。

二千十一年二月二十四日にベオグラードで

（セルビア共和国外務省から在セルビア共和国日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.4／25―17／2011

口上書

セルビア共和国外務省は、在セルビア共和国日本国大使館に敬意を表するとともに、セルビア共和国政府が、セルビア共和国と日本国との間の旅行並びに文化及び通商に関する関係を促進するため、セルビア共和国に入国することを希望する日本国の国民に対する査証の免除に関し、二千十一年五月一日から相互主義に基づき次の措置をとることを同大使館に通報する光栄を有する。

1　有効な日本国旅券を所持する日本国の国民であって、継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもってセルビア共和国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく、セルビア共和国に入国することができる。

2　1に基づく査証の要件の免除は、日本国の国民であって、就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってセルビア共和国に入国することを希望するものについては、適用しない。

3　セルビア共和国に入国することを希望する日本国の国民は、セルビア共和国の法令に服さなければならない。

4　セルビア共和国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　セルビア共和国政府は、セルビア共和国の利益を害するおそれがあると認める日本国の国民に対し、セルビア共和国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　セルビア共和国政府は、前記の諸措置を終了する場合には、日本国政府に対し書面による一箇月の予告を事前に与える。

セルビア共和国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在セルビア共和国日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十一年二月二十四日にベオグラードで

○外務省告示第百六十六号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、別表中欄の日に行われた口上書の交換により別表下欄の日まで延長された。

平成二十三年四月十五日

外務大臣　松本　剛明

取極		
	贈与の供与期限の延長のための口上書の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
食糧援助に関する日本国政府とモンゴル国政府の間の交換公文（平成十九年十二月十一日付け）	平成二十二年九月二十四日	平成二十二年十二月十日

○国税庁告示第十号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月十五日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人江戸城再建を目指す会	東京都練馬区光が丘三丁目八番三号二〇二号	小竹　直隆	平成二十三年四月十六日から平成二十八年四月十五日まで
特定非営利活動法人きらめき未来塾	大阪府大阪市北区紅梅町五番二五号	齋藤　洋一	平成二十三年四月十六日から平成二十八年四月十五日まで
特定非営利活動法人子ども・宇宙・未来の会	神奈川県相模原市中央区矢部三丁目六番十五号マトミハイツ一〇二号	的川　泰宣	平成二十三年四月十六日から平成二十八年四月十五日まで
特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・神奈川	神奈川県横浜市中区常盤町一丁目七番地横浜ＹＭＣＡ四階	釼持　睦子	平成二十三年四月十六日から平成二十八年四月十五日まで
特定非営利活動法人地域産業おこしに燃える人の会	東京都千代田区神田錦町三丁目二一号ちよだプラットフォームスクウェア一〇六六	関　幸子	平成二十三年四月十六日から平成二十八年四月十五日まで
特定非営利活動法人日本エステティック機構	東京都千代田区平河町一丁目六番一五号	奥野　貴司	平成二十三年四月十六日から平成二十八年四月十五日まで
特定非営利活動法人メッシュ・サポート	沖縄県名護市字宇茂佐一七一二番地の三　社団法人北部地区医師会病院内	小濱　正博	平成二十三年四月十六日から平成二十八年四月十五日まで

○経済産業省告示第九十八号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき、次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十三年四月十五日

経済産業大臣　海江田万里